

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 34 号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成 5 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金)</p> <p>第 7 条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 長期特定入院料（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第 2 項及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第17条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める選定療養（平成18年厚生労働省告示第105号）第12号に該当する者に限る。）</p> <p>1 日につき、選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号）第 8 号に規定する通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数に100分の105（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>(4)～(11) [略]</p> <p>(12) 文書料</p> <p>ア 診断書</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) その他の診断書</p> <p>a [略]</p> <p>b [略]</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>2 消費税等が課されることとなる入院患者及び付添いをする者に係る食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第 7 条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 長期特定入院料（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第 2 条第 7 号に該当する者に限る。）</p> <p>1 日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数に100分の105（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>(4)～(11) [略]</p> <p>(12) 文書料</p> <p>ア 診断書</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) その他の診断書</p> <p>a [略]</p> <p>b 生命保険の給付に関する診断書 1 通につき 800点</p> <p>c [略]</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>2 消費税等が課されることとなる入院患者及び付添いをする者に係る食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。